

平成 28 年 12 月 1 日現在

書籍をご購入いただいたみなさまへ

大原出版株式会社 出版事業部

しっかりまなぶ F P 技能士 2 級問題集
訂正のお願い

平素よりご愛顧いただき誠にありがとうございます。

誠に申し訳ございませんが、本書の記載内容に訂正がございます。

ご購入いただいたみなさまには大変ご迷惑をおかけいたしますが、下記該当書籍及び訂正内容をご確認のうえ、ご使用いただきますようお願い申し上げます。

該当書籍

しっかりまなぶ F P 技能士 2 級問題集 初版 (平成 28 年 6 月 5 日発行)
ISBN 978-4-86846-369-8

訂正内容

訂正頁・行	訂正箇所
P16 問題 15 国民年金 選択肢 2 の 1 行目と 3 行目	<p>【誤】 学生を除く <u>30 歳</u>未満の～ 若年者納付猶予の対象となる。</p> <p>【正】 学生を除く <u>50 歳</u>未満の～ <u>保険料</u>納付猶予の対象となる。</p> <p>※平成28年7月1日以後の改正</p>

P17 問題 15 の解答解説 選択肢 2 の 1 行目と 2・3 行目 選択肢 3 の 1 行目	<p>【誤】 学生を除く <u>30歳未満</u>の～ <u>若年者</u>納付猶予の対象となる。 <u>若年者</u>納付猶予の特例期間～</p> <p>【正】 学生を除く <u>50歳未満</u>の～ <u>保険料</u>納付猶予の対象となる。 <u>保険料</u>納付猶予の特例期間～</p> <p>※平成28年7月1日以後の改正</p>
P75 問題 8 個人向け国債 の解答 選択肢 2 の 1 行目	<p>【誤】～3年満期および53年満期の～ 【正】～3年満期および<u>5年</u>満期の～</p>
P 297 <問 3> <遺産に係る基礎控 除額>	<p>【誤】 $3,000\text{万円} \times 600\text{万円} \times 4$ (法定相続人の数) = 5,400万円 【正】 $3,000\text{万円} \pm 600\text{万円} \times 4$ (法定相続人の数) = 5,400万円</p>